支援者のみなさまへ

日常生活自立支援事業

(福祉サービス利用援助事業)



自分らしく、住みなれた地域で安心して生活するために 社会福祉協議会が支援します。

日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)とは

在宅で生活しながら介護保険サービスや障害福祉サービスを利用するには、自分で福祉サービスを選び、契約しなければいけません。しかし、判断能力が不十分なために、福祉サービスの利用が必要と気づけない、福祉サービスがあることを知らない、適切に福祉サービスを選ぶことができない、利用料がきちんと支払えない、改善してほしいことをうまく伝えられない、といったことがあります。

そのような方々が自分で福祉サービスを選び、利用しながら安心して地域で暮らせるように、社会福祉協議会が行うのが日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)であり、福祉サービスを中心として、日常生活において本人が「自分で決める」ことを支援(意思決定支援)します。

この事業は社会福祉法に定められ、全国で実施されています。兵庫県では兵庫県社会福祉協議会が実施主体となり、市町社会福祉協議会にその一部を委託して運営しており、利用者と市町社会福祉協議会とで「福祉サービス利用援助契約」を締結してサービス提供しています。

利用対象者

在宅で生活し、認知症、知的障害、精神障害などにより、必要な福祉サービスを利用する ための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが難しい方が対象です。



併せて、この事業の利用は契約に基づくため、本人の利用意思と契約能力が必要です。

※契約能力はこの事業の契約内容を理解する能力であり、自分の基本情報や見当識の認識、生活状況と支援の必要性の認識、支援内容と利用料などの理解、そしてその記憶や意思が持続することが必要です。

※次のような方は利用いただけません。

- 利用意思が確認できないほど判断能力がない方、成年後見人等が選任されている方。
- 判断能力に問題のない方。(身体障害や肢体不自由、浪費癖やお金の管理が苦手という理由のみの場合。)
- ●施設に入所されている方、病院に入院されている方。(近いうちに退所・退院し在宅で生活する予定の方は利用対象です。)

支援内容

「福祉サービスの利用援助」を基本とし、必要に応じて「日常的金銭管理サービス」「書類等の預かりサービス」を組み合わせて支援します。

本人と市町社会福祉協議会との話し合いにより、本人の能力や環境を踏まえて具体的な支援内容や方法を決めます。それを記載した契約書・支援計画を取り交わします。

◎福祉サービスの利用援助 基本

福祉サービスの利用に関して相談を受け、情報提供や助言を行い、利用手続きや利用料の支払いを支援します (専門の相談機関につなぐことも含みます)。また、福祉サービスの苦情の相談を受け、解決に向けた支援をします。

行政手続きなど日常生活に必要な事務手続きを支援します。

※福祉サービスの利用調整については、基本的に専門の相談機関(居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、相談支援事業者、基幹相談支援センター)が行います。

○日常的金銭管理サービス

年金や福祉手当の受け取りに必要な手続きの支援をします。

計画的なお金の使い方を一緒に考え、電気やガスなどの公共料金や家賃、医療費などの支払や、これら毎日の生活に必要なお金を金融機関から出金する支援をします。

○書類等の預かりサービス

預貯金通帳 (50万円程度まで) や金融機関届出印、年金証書等の公的書類をお預かりします。 ※公的書類は再発行可能なものに限ります。マイナンバーの記載された書類や実印は対象外となります。



このようなことはできません。

- ○入院の手続きや、施設入所・福祉サービスその他の契約を本人に代わって行うこと⇒成年後見制度と異なり、この事業でできることは手続きの支援であり、契約や手続きの代理行為はできません。
- ○本人の意思が確認できない状態で日常的金銭管理サービスを行うこと

⇒通帳印鑑を預かっていても、本人の意思確認ができない状態(死亡、意識不明、行方不明、入院の一部などを含む)で、預貯金□座からの出金や支払を行うことはできません。

- ○大きな財産を管理すること、有価証券や権利証などを預かること
 - ⇒財産管理が必要な場合は弁護士会や司法書士会をご紹介することがあります。

また、大きな財産を家に置いておくことが不安なときは、金融機関の貸金庫の利用をおすすめすることもあります。

支援方法

市町社会福祉協議会にこの事業の「専門員」と「生活支援員」を配置して支援します。

- 専門員…初期相談、面談調査(判断能力の確認を含む)、支援計画策定・見直し、 契約締結、解約調整
- ●生活支援員…支援計画に基づくサービス提供

支援方法は、①相談・助言、②連絡調整、③同行、④代行、⑤代理、の5つがあり、

- (1)②を中心に、本人が自ら各種の手続きを行えるように支援することが基本です。
- ④⑤は必要に応じて行いますが、いずれも本人から委任を受けた事項のみを取り扱い、支援の都度その意思と結果を確認するため、本人に代わって行う代理行為とは異なります。
 - ●代行:本人が作成した書類を関係機関に届ける。本人から預かった現金を持参して支払を行う。
 - ●代理:法人である市町社会福祉協議会が金融機関の本人□座の代理人となる。 預貯金の払戻のみ

相談から利用の流れ

1 相談受付

本人がお住まいの市町の社会福祉協議会にご相談ください。

2 面談調査・支援内容検討

専門員が本人と面談し、生活上の困りごとや希望などをお聴きしながら、判断能力や契約能力、利用意思を確認します。 そして本人と相談しながら支援の具体内容を示した支援計画を作ります。

- ※専門員が本人の契約能力について判断できないときは、契約締結審査会(※1)に諮ります。
- ※判断能力の不十分な方が支援内容を理解し、納得するまでには時間がかかります。利用意思の揺らぎや本人ニーズの変化もあるため、数度の面談を経て慎重に判断します。金融機関に関する事前調整や準備にも時間がかかります。よって、相談から契約、利用開始までにはある程度の期間を要します。(個人差もあります)

3 契約·支援開始

支援内容を双方が合意すれば、本人と市町社会福祉協議会との間で契約を結びます。 契約締結後、市町社会福祉協議会の生活支援員が支援計画に基づき支援をします。 契約後の支援には利用料が必要です。(標準利用料:1時間1,400円、保管料:1か月600円)

福祉サービス利用援助・日常的金銭管理

通帳・印鑑・公的書類の保管

※生活保護を受けている人は無料です。

※実際の利用料は市町社会福祉協議会にお問い合わせください。

4 利用後

定期的に専門員が支援計画を評価し、本人との相談により、必要に応じて支援計画を変更します。 本人意思による契約のため、本人はいつでも解約することができます。

※契約を継続できなくなった場合も、社会福祉協議会は本人の生活にふさわしい他の支援が利用できるよう努めます。

- この事業に関する本人の苦情の申出先は、次のとおりです。
 - ⇒市町社会福祉協議会・兵庫県社会福祉協議会・兵庫県福祉サービス運営適正化委員会(※2)

※1 契約締結審査会

本人の判断能力に疑義がある場合に専門的見地から審査したり、支援内容について助言したりします。弁護士、精神科医師、社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉専門員等で構成されています。

※2 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービスを利用者等からの苦情解決を目的として設置され、苦情の相談を受けます。

また、この事業の適正な運営が確保されているかどうか監督しています。 № 078-242-6868



日常生活自立支援事業は権利擁護の視点で考えられています。

✓ この事業は、本人が主体的に生活していけるよう、福祉サービスや日常生活におけるお金の使い方を本人が決めるられよう支援する意思決定支援の事業です。

本人がどのような生活をしていきたいか、それに向けてどんな支援をしてもらえるのか(自分はなにをしていくか)、をよく理解し、十分に納得した上で、この事業を利用したいという意思を持っていることがとても大切です。

- ✓ この事業は本人の意思に基づく契約のため、契約も解約も本人が自由に決めることができます。 本人の意思決定の権利を奪わないためにも、この事業の利用を、例えば生活保護受給の条件であるかのように、あるいは 精神科からの退院の条件のように本人に説明したうえで契約することは不適切です。
- ✓ この事業には、出金や支払に関わったり通帳の残額を毎月本人と確認したり、本人と一緒に金銭管理について考え支援できるという強みがあります。ただし、市町社会福祉協議会が本人に代わって金銭管理をする訳ではなく、浪費癖や依存症のような状態の解消、借金等の完済、毎月の収支黒字化をお約束するものではありません。お金の使い道を決める権利があるのはあくまでも本人です。
- ✓ 次のような場合は、それぞれ右記の対応をご検討ください。
 - *支援内容が理解できないほど判断能力が低下 ⇒ 成年後見制度の利用
 - *経済的虐待の可能性がある ⇒ 行政、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等へ相談
 - * **借金がある** ⇒ **法律相談などの利用**(※借金の返済を主目的としたこの事業の利用は適しません)
 - * ギャンブル・アルコール依存の疑いがある ⇒ 医療機関等への受診
- ✓ この事業は、本人が自らの力を活かして自立した生活を実現できるよう、「相談・助言」「連絡調整」の方法を用いて支援します。成年後見人のような代理行為はなく、生活保護ケースワーカーのような指導権限もありません。よって、この事業を有効な支援にするためには、各支援者や関係機関との協力・連携および適切な役割分担によってチームで本人を支える体制が必要です。

例えば、初期相談時の事業説明に、本人と関わりのある支援者には必ず同席をお願いしていますが、契約後も適宜、面談の同席、情報の共有、ケース会議での検討を行うことが求められます。

✓ 例えば知的障害者・精神障害者の若い方では特に、この事業や他の支援を活用し、生活経験を積み自信を回復することで、できることが増えていくことがあります。この事業は、本人の権利を護る反面、奪ってしまう側面がありますから、いつまでも支援を続けていくのではなく、本人の変化に合わせて支援内容を減らしていくことも必要な場合があります。

ご相談は市町社会福祉協議会へ

